継続等の場合の所得税額等の還付請求書

※整理番号	

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

税務署長殿

納税地	〒 電話（　　）　　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

平成 22 年改正前の法人税法第120条の規定に基づき下記のとおり継続等の場合の所得税額等の還付を請求します。

記

継続又は合併の日	年　　月　　日

区分			請求金額	※金額
還付を受けようとする税額の計算	所得税の額等	1		
	外国税額	2		
	計（1＋2）	3		
	控除した金額	4		
	控除しきれなかった金額（3－4）	5		

還付を受けようとする金融機関等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　　本店・支店 金庫・組合　　出張所 ＿＿＿＿漁協・農協　＿＿＿＿本所・支所 ＿＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿＿＿	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　＿＿＿－＿＿＿ 3　郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等　＿＿＿＿＿＿＿＿

（その他参考となるべき事項）

税理士署名	

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		備考		通信日付印	年 月 日	確認	

07.06 改正

継続等の場合の所得税額等の還付請求書の記載要領等

1　この請求書は、平成22年９月30日以前に解散した清算中の法人が継続し又は合併により消滅した場合において、清算事業年度の予納申告書に所得税額等の控除不足額があるときに当該税額の還付を受ける場合に使用してください。（旧法120、平22改正法附則10②）

2　継続等の場合の所得税額等の還付請求は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に請求があった場合に限り行うことができます。

なお、この請求書の提出（還付請求）が清算事業年度予納申告書の提出後にされたときであっても、その提出後にされたことについて、やむを得ない事情があるものと税務署長が認めた場合には、その還付請求は有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。

3　この請求書は、還付を受けようとする清算事業年度予納申告書の提出と同時に、１通（調査課所管法人の場合は２通）を納税地の所轄税務署長に提出してください。

4　この請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※」欄は、記載しないでください。

(2)　「還付を受けようとする税額の計算」の各欄

イ　「所得税の額等１」欄には、みなし配当金額の25%相当額と預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配等の収入金額について課される所得税額のうち控除を受ける所得税額の総額との合計額又は繰越所得税額控除限度超過額を有する適用年度後の事業年度の当期控除額若しくは繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度の当期控除額を記載してください。

ロ　「外国税額２」欄には、当期の控除対象法人税額のうち、当期に控除できる金額を記載してください。

(3)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(4)　「その他参考となるべき事項」欄には、継続等の場合の所得税額等の還付を請求するに当たり参考となるべき事項があれば記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。